## OSA通信 =第59号=

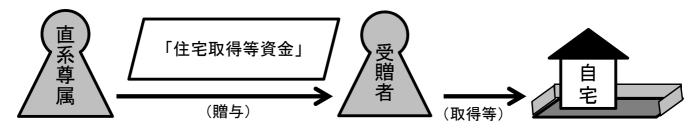
長掛栄一税理士事務所 【不定期発行】

## ★平成27年度税制改正の資産税改正項目②

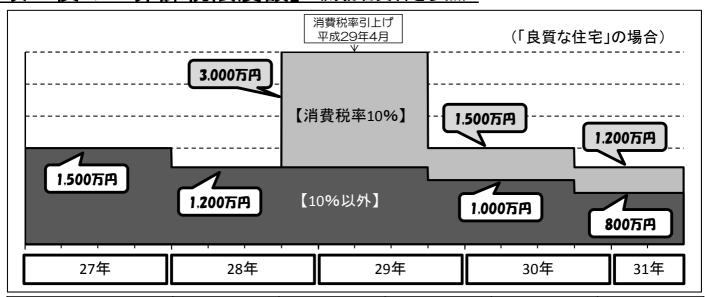
今回は、前回に引き続き平成27年度税制改正項目の第二弾として、「直系尊属から住宅 取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」についてご案内します。

## ◎住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の 新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭(以下「住宅取得等資金」とい います。)を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、贈与を受けた方ごとに 最大3,000万円までの金額について、贈与税が非課税となります。



## ◎改正後の「非課税限度額」 (財務省資料を参照)



契約時期		平成27年	平成28年1月~ 平成28年9月	平成28年10月~ 平成29年9月	平成29年10月~ 平成30年9月	平成30年10月~ 平成31年6月
消費税率10%	良質な住宅	1	I	3,000万円	1,500万円	1,200万円
	上記以外	ı	ı	2,500万円	1,000万円	700万円
10%以外	良質な住宅	1,500万円	1,200万円	1,200万円	1,000万円	800万円
	上記以外	1,000万円	700万円	700万円	500万円	300万円

- 改正前は「贈与時期」によって非課税限度額が決まっていましたが、改正後は住宅用家屋の取得等の 「契約時期」によって決まります。
- 【10%以外】とは、消費税率8%の場合と、個人間売買で消費税が掛からない場合に適用されます。
- 平成27年1月1日から28年9月30日までに【10%以外】の非課税枠の適用を受けた場合であって も、28年10月以降に新たに住宅を取得等した場合にも【消費税率10%】の非課税枠の適用を受け ることができます。(ただし、資金の贈与を同一年中に受けた場合はいずれかのみ適用可能)